【件名】ACT政府発表: ACTにおけるロックダウン措置の開始(8月12日(木)午後5時から)(COVID-19関連)

## 【ポイント】

- ●8月12日 (木)、ACT政府は、新型コロナウイルス陽性者がACT内で確認されたことを受け、同日午後5時からロックダウン措置を発動する旨発表しました。この措置は、8月19日 (木)午後5時まで継続されます。
- ●ACTで確認された感染者が訪問した場所(下記)を確認し、同地点を特定の日時に訪問していた場合は直ちに14日間の自己隔離を開始し検査を受けなければなりません。
- ●NSW州全域を感染地域に指定しました。

## 【本文】

ACT政府発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/seven-day-lockdown-for-the-act

- 1 ACTにおけるロックダウン措置の発動
- (1) 8月12日 (木)、ACT政府は、新型コロナウイルス陽性者がACT内で確認されたことを受け、同日午後5時からロックダウン措置を発動する旨発表しました。この措置は、8月19日 (木) 午後5時まで継続されます。
- (2) ACTに滞在中の人は、以下の必要不可欠な理由のみで外出が可能です。
- ○食料品、医薬品、消耗品等必需品の購入
- ○必要不可欠な医療の受診(新型コロナウイルス検査及び予約済のワクチン接種を含む)
- ○1日1時間以内の屋外での運動(他の1人または家族とのみ可能)
- ○必要不可欠な介護サービスの提供
- ○必要不可欠な仕事に従事する場合

上記は、可能な場合は、自身が居住する地域 (local region) のみで行うべきです。

- (3) 12歳以上の人は外出時にマスクを着用しなければなりません。
- (4)必要不可欠でない小売店は、ロックダウン期間中閉鎖しなければなりません。
- (5) 家から仕事が出来る場合は、家から仕事をしてください。 更なる詳細は、ACT新型コロナウイルス専用サイトをご確認ください。
- ○ACT新型コロナウイルス専用サイト: https://www.covid19.act.gov.au/home

## 2 ACTでの感染者確認

- (1)本日、Gungahlin 在住の20歳代の男性の感染が確認されました。現在、同人との接触者の追跡等が行われていますが、この男性は、他人に感染させる可能性のある状態で多くの場所を訪れていることが確認されています。
- (2)以下に記載の場所に特定の日時に訪問歴のある人は、濃厚接触者とみなされますので、

直ちに14日間の自己隔離を開始し、検査を受け、オンラインで登録しなければなりません (オンラインの登録先は現時点で不明ですので適宜下記4のリンク先からご確認ください) (地区名、店名、日時の順に記載。今後、該当場所が増える可能性がありますので、定期的 に、下記4に記載のリンク先をご確認ください)。

- ○Canberra City、Fiction Bar、8月8日深夜0時から午前4時45分
- ○Woden、Church of Pentecost, 19B Irving St、8月8日午前10時30分から午後1時
- ○Fyshwick、Freedom Furniture、8月8日午後2時から2時20分
- ○Fyshwick、JB Hifi、8月8日午後2時15分から2時35分
- ○Fyshwick、TK Maxx、8月8日午後2時35分から2時50分
- ○Braddon、Assembly Pub、8月8日午後9時から9時30分
- ○Fyshwick、Stockade Training Centre、8月9日午前7時30分から午後1時
- ○Fyshwick、Stockade Training Centre、8月10日午前9時から午前11時
- ○Manuka、Urban Pantry、8月10日午前10時30分から午後1時
- ○Fyshwick、Harvey Norman、8月10日午前11時から正午
- ○Mitchell、North Canberra Business Centre、8月11日午前11時10分から11時3 0分
- ○Cook、Companion House、午前11時30分から11時45分
- ○Kingston、Capital Chemist、8月11日正午から12時15分
- ○Manuka、Coles、8月11日午後12時15分から12時40分

また、Canberra Outlet Centre を8月8日(日)午後2時から3時30分に訪問した人は、新型コロナウイルスの症状を確認し、症状が現れた場合は直ちに検査を受けなければなりません。

上記リストは定期的に更新されますので、下記から最新情報を確認してください。

- A C T に お け る 感 染 の 可 能 性 の あ る 地 点 : https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act
- 3 ACT政府はNSW州全域を感染地域(Covid-19 affected area)に指定
- (1) ACT政府は、NSW州全域を新型コロナウイルス感染地域に指定しました。ACT政府により認可されたACT周辺地域のNSW州居住者は、必要不可欠な仕事や医療目的でのみACTへの入境が可能です。
- (2) ACT政府が認可したACT周辺地域のNSW州地域は以下のとおりです(郵便番号、地域名の順に記載)。
- 2581 (Gunning, Collector), 2582 (Murrumbateman, Yass), 2584 (Binalong), 2611 (Uriarra) 2618 (Wallaroo, areas along the ACT's north-western edge), 2619 (Jerrabomberra) 2620 (Queanbeyan, Googong, Karabar, Sutton, Gundaroo), 2621 (Bungendore), 2623 (Captains Flat), 2626 (Bredbo, Michelago)

- (3)上記(2)以外のNSW州に居住する人がACTに入境する際は、免除許可の取得が必要です。
- 4 ACT政府は、下記リンク先に新型コルナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。状況は刻一刻と変化しますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

https://www.covid19.act.gov.au/

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト: https://www.australia.gov.au/

ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19.homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語):

https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト: https://www.health.gov.au/news/health-

<u>alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert</u>

※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州,NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在メルボルン総領事館 (VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete